

中運交企第30号の17
令和8年5月12日

吉田町地域公共交通協議会
会長 田村 典彦 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業(市町村型)))交付決定通知書

令和8年4月14日付けで申請のあった「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業(市町村型)))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、令和8年5月11日付け国総地第28号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業 地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業(市町村型))
2. 補助対象事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費金 7,240,012円
補助金の額金 604,000円

}(内訳別紙)

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。
- 1-

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業（市町村型））交付決定事業

補助対象事業者名 吉田町地域公共交通協議会 (単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了年月日	補助対象経費	補助金額
【名称】 吉田町地域公共交通計画改訂調査業務 【内容】 ・ 地域内の公共交通に関する現況調査 ・ 地域住民のニーズ把握 ・ 住民懇談会の実施 ・ 吉田町地域公共交通計画改訂（案）の骨子作成、とりまとめ ・ パブリックコメントの実施 ・ 協議会開催	着手予定日： 交付決定日以降 完了予定日： 令和9年3月19日	7,240,012	604,000